

第 3 回被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会について(意見)

平成 25 年 12 月 6 日
京都大学防災研究所
林 春男

1. 竜巻被害における被災者支援について

- 単なる被災者支援ではなく、「総合的な」被災者支援とか、「切れ目ない」被災者支援と記すべきと考えます。10 月 1 日から災害救助法が内閣府に移管され、災害救助法と生活再建支援法を一体化して運用することが可能になったため、支援の総合性を強調すべきであると考えます。
- 竜巻に特化した特別の支援措置等までは必要なくても、被害認定の際に、国が航空写真などにより被害状況等を提供するなど、災害救助法等が速やかに適用されるよう、国が積極的に「技術的支援」を行うことが適切と考えます。
- 竜巻被害についても、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること」の規定により、災害救助法を適用することが可能であり、これを積極的に周知し、被災市町村間に不公平が生じないようにして必要な救助が行われるようにすべきと考えます。

2. 被災者生活再建支援制度について

- 竜巻を含め自然災害が発生した場合には、まず、必要に応じて災害救助法により応急救助を行い、その後、復旧段階で被災者生活再建支援制度が出てくるので、資料の 2 と 3 の順番を逆にし、被災者生活再建支援制度の前に、災害救助法について議論・整理することが適切と考えます。
- 被災者生活再建支援に関する負担については、これまでも、市町村単位で一定規模以上の大規模災害については国が一部を補助し、それ以下の災害については、各都道府県で対応するという仕組みで対応しており、小規模な災害にまで国が財政負担することは適切ではないと考えます。資料の P15 に、①～③の案がありますが、これまでの役割分担等を踏まえ、本来は②のとおり、全都道府県で支援法と同等の支援措置を講じるべきと考えます。ただし、竜巻被害を受けて緊急な対応が求められている中で、直ちに②のとおりとすることは難しいのであれば、③により、全都道府県による新たな支援事業を共同で実施し、全国をカバーしていく、という方法をとることはやむを得ないと考えます。

3. 竜巻災害発生時の災害救助法の適用について

○ 上記1のとおり、国は、積極的に技術的な支援を行うようにすべきと考えます。

4. 被災者に対する総合的な相談体制の推進・充実について

○ 被災者に対する相談窓口等については、都道府県と市町村が「一元的に」実施することが適切であり、支援メニューをわかりやすく提示し、ワンストップで相談に応ずることができるように、国は必要な支援を行っていくべきと考えます。